

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年4月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。
プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。
会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号：3 国名：南スーダン 担当：地球環境部
案件名：マラカルタウン給水改善計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年7月上旬～2014年5月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における上水道に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布期間：2013年5月8日から2013年5月10日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

配布は電子データで行います。具体的な配布方法は
当機構HP> 調達情報> お知らせ> 「業務指示書等の電子配布本格導入について
【コンサルタント等契約】」をご参照願います。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html

配布依頼書受付期間：上記配布期間中の10時～17時

ダウンロード期間：上記配布開始日から配布終了日の翌営業日23:59まで

この期間であれば、土日、祝日でもダウンロードが可能です。

プロポーザル提出：2013年5月24日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：6月上旬

契約交渉：6月上旬～6月中旬

5 業務の目的

南スーダン共和国（以下、「南ス」国）は、長期の内戦の影響で都市インフラ整備・更新・維持管理が行われなかった結果、現状ではその多くが本来機能を果たせない状況にある。南スーダン三大都市の一つであるアッパーナイル州マラカルタウン（マラカル市街中心部約24km²）は、北スーダンやエチオピアとの貿易の拠点であり、周辺に石油資源も存在することから、今後一層経済的重要性が高まることが見込まれるものの、内戦を経て同タウンのあらゆるインフラは荒廃している。この中でも特に給水インフラの改善については、州政府も政策の筆頭に掲げている。

2010年の世帯調査によると給水率は67.7%（WASH Strategic Framework 2011）となっているが、南スーダン開発計画によるとアッパーナイル州の給水率は35%（2010年）と全10州の中で一番低い。マラカルタウンでは1937年及び1964年に建設された砂ろ過施設及び2000年代にスーダン政府が導入した膜処理施設の合計3基の浄水場を用いて南スーダン都市水道公社（SSUWC）が給水サービスを提供している。浄水場の標準耐用年数は50年程度とされ、ポンプ等の電気・機械設備は15年から20年毎に更新されるのが一般的であるが、これは維持管理がきちんと行われた場合の耐用年数である。SSUWC浄水場のうち、1937年系列及び1964年系列はいずれも建設後既に50年が経過しており、その間内戦による混乱で十分な維持管理ができなかったこともあり、老朽化が著しく進行している。現在は1937年系列及び1964年系列の2基の砂ろ過施設は設計能力である15,000m³の1/3程度の量にあたる4,800m³しか処理できず、処理水の水質はほぼナイル川原水の状態と変わらないことから浄水能力はほとんどない状態である。また、送配水管の老朽化及び慢性的な水圧不足によりサービスエリアも極めて限られている。現在の給水人口は浄水能力の不足と漏水等により約1.7万人と、人口約11万5千人（2011）の14%程度にとどまり、住民の多くは自らナイル川の水を汲むなどして原水のままの利用を余儀なくされている。今後、隣国との物流の結節点として発展が期待される同タウンにおいて、安全な水へのアクセスを改善することは、住民の健康改善や周辺地域も含めた経済発展を実現する観点から喫緊の課題であり、実際に7割の住民が給水インフラの改善が最大の課題であると訴えているのが現状である。

かかる状況の中、「マラカルタウン給水改善計画」では、浄水施設を新設・改修するとともに、約52kmにわたり老朽化した配水管網を改修し、高架水槽及び公共水栓を新設することで、一日15,000m³の飲料水を給水することを目的としている。従って、本調査は、要請内容の妥当性、先方実施機関の上水道施設整備及び施設運営・維持管理体制等を確認したうえで、対象地域における浄水/送配水施設整備に係るコンポーネントを検討し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

南スーダン共和国マラカルタウン

(2) 事業実施機関

南スーダン都市水道公社 (SSUWC: South Sudan Urban Water Corporation)

(3) 業務内容

- ア 既往案件のレビュー及びその後の状況変化の確認
- イ 上位計画及び給水計画の確認、これからの計画における本事業の位置付けの確認
- ウ 無償資金協力実施による効果の評価のためのベースライン調査と評価指標の設定
- エ ドナー等援助動向調査 (他ドナー・NGOの援助動向、事業コスト比較、他ドナーとの重複回避等)
- オ 自然条件調査
 - (ア) 地形測量
 - (イ) 地質調査
 - (ウ) 水文調査
- カ 社会条件調査
- キ 浄水場施設設計画調査 (取水施設・浄水施設等の仕様及び設計方針の策定、既存施設の活用検討)
- ク 送配水管敷設計画調査 (既存の送配水管網の現状把握、送水管及び配水管網の仕様及び設計方針の策定等)
- ケ 給水施設設計画調査 (給水範囲の設定、高架水槽及び共同水栓の仕様、給水人口の算定、標準仕様、他ドナー・NGOの仕様確認、)
- コ 施工計画調査 (施工方法、関連法規、特殊工法、工程、仮設計画、雨季対応等)
- サ 資機材調達計画調査 (調達元、運搬経路、スペアパーツ及び消耗品流通網等)
- シ 運営・維持管理体制調査 (浄水場の運営・維持管理体制、人員、責任の所在、業務分掌、技術水準、水料金徴収方法の検討、水料金の設定等運営・維持管理に関する財務分析、受益者負担の現況及び経費負担能力、現在の水料金、公共水栓の運営・維持管理計画等)
- ス ソフトコンポーネント実施計画の検討
- セ 環境社会配慮の検討 (重要な社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成、用地取得・住民移転発生の可能性検討、必要に応じ簡易住民移転計画書案 (要約版) の作成支援、EIA調査及びEIAレポート作成への助言等)
- ソ 本体工事に伴う先方負担事項の抽出
- タ 安全情報の収集及び留意点の抽出

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年7月上旬)
- (2) 現地調査結果概要 (2013年9月下旬)
- (3) 準備調査報告書(案) (2013年12月上旬)
- (4) 概要資料 (2014年2月下旬)
- (5) 概算事業費 (無償) 積算内訳書 (2014年2月下旬)
- (6) 準備調査報告書 (2014年4月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任 / 上水道計画 (評価対象予定者)
- (2) 施設設計 1 (評価対象予定者)
- (3) 施設設計 2 (評価対象予定者)
- (4) 運営・維持管理 / 社会条件調査
- (5) 環境社会配慮
- (6) 機械・電気設備
- (7) 調達・施工計画 / 積算

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・本件受注コンサルタント (JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。) は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない) 予定です。
- ・現地の治安状況が不安定であることから、コンサルタントは戦争保険あるいはこれに相当する保険を付保することができます。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。